

「図書館の自由」と図書館ネットワーク —延滞督促方法をめぐって—

山口 真也

1. 問題意識・研究の目的

先日、日本図書館協会学校図書館部会の Web サイトにて、次のような書き込みを目にした¹。

「学校図書館でのプライバシーについて、詳しく書いてある資料を教えてくださいませんか。小学校司書教諭から何度も、督促時に担任を通して書名入りで督促状を作るように言われており、また他校で同じ仕事に携わっている司書の方々に相談しても現場優先のようです。以前勤務していた大学図書館はもちろん、公共図書館でもプライバシーには細心の注意がなされており、小学校でもそれは同じことだと考えていたのですがあわせるべきでしょうか？」

「図書館の自由に関する宣言」によると、「利用者の秘密を守る」こと、つまり貸出記録や利用事実を本人以外の第三者へ伝えないことは、「知る自由」を守るための条件の一つである。そして、「図書館の自由に関する宣言」は、館種を問わず、すべての図書館に基本的に妥当するものである。当然、利用者の秘密を守ることは、学校図書館員にとってもまた重要な任務となるはずである。しかしながら、投稿者の学校図書館員が指摘するように、そうした理念は学校現場にはなじまないという報告もある。学校図書館では、果たして、どのような方法で督促が行われるべきなのだろうか。

筆者は 2004 年 3 月から 11 月まで、沖縄県内の学校図書館関係者を対象として、「学校図書館と図書館の自由」というテーマの下で聞き取り調査を行った。インタビューでは様々な問題についての聞き取りを行ったが³、その中に、延滞者への督促方法に関する質問項目があり、学校図書館員との対話を重ねながら、望ましい督促方法について共に考える機会を得ることができた。本稿では、学校図書館員の実際の意見を手がかりに、プライバシー保護という観点からみた、望ましい督促方法について考察してみたい。

2. 延滞者への督促方法の現状と問題点

2.1 クラス担任が督促を行う

「図書館の自由に関する宣言」によると、貸出記録や館内での読書の記録の他に、利用事実もまたプライバシーとして位置づけられている。とすれば、延滞したという事実そのものも、本来は、利用者以外の第三者には伝えてはならないはずである。学校

表 1 誰が督促を行うか？

学校の種類	クラス担任	クラス担任+図書委員	図書館員	その他 ²	合計
小学校	20	0	0	2	22
中学校	17	2	1	0	20
高校	8	0	0	0	8
合計	45	2	1	2	50

¹ 「読者のひろば」 <http://www.jla.or.jp/school/message/20040602.html>, 2004.6.2

² その他 1) 普段は図書館員が行うが、長期延滞者については学期末にクラス担任に依頼、2) 普段はクラス担任に依頼するが、プライバシーに関わる図書の督促は図書館員が行う。

³ 調査期間内に 80 名の学校図書館関係者への聞き取り調査を実施したが、インタビューの流れや時間の制約等により、督促方法について質問することができない場合もあった。本稿は督促方法についての質問への回答を得ることができた 50 名を調査対象とする。

図書館における利用者への督促もまた、安易に第三者に依頼するのではなく、図書館員自身が行う方がよいと言えるだろう。

表1は、延滞者への督促を実際に行っている人物について確認した結果である。表から分かるように、「図書館員自身が督促を行っている」と回答したのはわずか1館のみであり、多くの学校では、クラス担任が図書館員に代わって(依頼されて)督促を行っている状況が確認できる。ではなぜ、図書館員は直接督促を行わず、「第三者」であるはずのクラス担任に督促業務を依頼するのだろうか。

インタビュー回答によると、クラス担任に延滞情報を伝える理由は、第一に「延滞者の数が多い(多すぎる)」ということが挙げられる。学校図書館の利用者である児童生徒は公衆道徳を学習する過程にあることから、返却期限を守らない(守ることができない)利用者も少なくない。公共図書館や大学図書館とは異なり、1人でほぼ全ての図書館業務を行う学校図書館員にとっては、自宅に電話をかける手間も、葉書を送る手間も(予算も)、教室を回って1人ずつ督促する余裕もない。こうした状況では、「クラス担任の協力なしには、督促は無理」ということであった。

また、児童生徒との関わりが薄い図書館員よりも、児童生徒と常に接し、様々な面で指導を行う立場にある「クラス担任が督促した方が効果的である」という意見もあった。クラス担任とは異なり、学校図書館員は児童生徒にとっては、自らを評価する人物ではない。評価者ではないことのできるサービスもあるが、利用者の生活態度を指導する場合にはやはりクラス担任の協力が必要ということになるのだろう。少数意見ではあるが、延滞者への指導は、「生活指導に関する領域なので、学校図書館員の仕事ではない」といった意見も確認された。

2.2 クラス担任に延滞事実だけでなくタイトルを伝える

以上のように、学校図書館では、延滞者1人1人に図書館員が直接、督促を行うことは難しいと考えられている。確かに、多忙な業務を抱えながら、限られた時間で、効果的に督促を行うためには、児童生徒の生活面での指導に責任を持つクラス担任の力を借りることは仕方がないことなのかもしれない。効果的な方法が見つからない限り、クラス担任へと延滞事実を伝えて協力を得ることは、現実の学校図書館活動において否定することはできないだろう。

しかし、仮にクラス担任の協力が必要であるとしても、伝える情報は、「延滞している」という事実だけでよいはずである。ところが、督促時の対応を聞いてみると、全体の76%の図書館員が、タイトルを含む情報をクラス担任に伝えていることが分かる(表2)。その理由としては、大半の図書館員が「子どもたちが何を借りているか忘れてしまうから」と答え

表2 クラス担任に伝える情報

学校の種類	延滞事実、タイトル	延滞事実のみ	伝えていない(図書館員が督促)	合計
小学校	20	2	0	22
中学校	14	5	1	20
高校	4	4	0	8
合計	38	11	1	50

表3 なぜクラス担任にタイトルを伝えるのか?

学校の種類	何を借りたか忘れてしまう	タイトルが出力される	未確認	合計
小学校	17	1	2	20
中学校	11	1	2	14
高校	4	0	0	4
合計	32	2	4	38

ており(表3)、「タイトルを伝えなければ本を探すことさえできない」、または「そもそも本を借りたかどうかさえも忘れていることが多いため、タイトルを伝えて、ようやく延滞しているという事実を実感できる」と考えていることが明らかとなった。

では、こうした督促の方法に妥当性はあるのだろうか。確かに、延滞者ほど借りた資料のタイトルを忘れやすい傾向があるという指摘は納得できる。しかし、クラス担任に督促を依頼する際に、「何を借りたか分からない場合は、図書館に来るようにと伝えてください」と手配することも不可能ではないはずである。

表4は、督促時にタイトルを伝えないと回答した図書館員にその理由を聞いた結果であるが、大半は、「プライバシー保護のため」と答えている。学校図書館の資料とはいえ、悩み

表4 なぜタイトルを伝えないのか？

学校の種類	プライバシー保護のため	カード式なのでタイトルを覚えている	カード式なのでタイトルを督促票に記載する手間がかかる	特にタイトルを記載しなくても問題がない	合計
小学校	1	1	0	0	2
中学校	3	0	1	1	5
高校	4	0	0	0	4
合計	8	1	1	1	11

の本や性教育の本などもあり、そうした資料のタイトルが不用意に他人(クラス担任)に知られることに「抵抗を感じる」という意見が存在しないわけではない。インタビューでは、学校の種類を問わず、タイトルをクラス担任に伝えなくても、「何を借りたか分からない場合は、事後に図書館に聞きに行くように指導してもらえば、特に問題はない」という回答も確認された。地域性や校風、学校規模の違いもあるかもしれないが、督促時にクラス担任にタイトルを伝えることについては、慎重に再検討する必要があるのではないだろうか。

2.3 コンピュータ式への移行と過度な読書指導の弊害

借りた本を忘れてしまうほどに、子どもたちが自分の読書に対して思い入れがないことについては、「カード式からコンピュータ式に移行したことが原因」という指摘もあった。カード式の場合、個人カードに、持ち出す資料のタイトルを自ら記載するため、手間はかかるが、何を借りたか、という情報が子どもの記憶に残りやすい。コンピュータ式の場合は、図書のバーコードをコンピュータに読ませるだけであり、借りた資料の情報が印象に残りにくいという欠点がある。その一方で、沖縄県の小中学校では、読書目標冊数や多読賞を設定する学校が多く、子どもたちは日常的に「本を借りなければならない」という意識を強く持っている。このことは、読書量の増加を押し上げるという点ではよいインパクトにはなっていると思われるが⁴、学校図書館では子どもたちの利用時間帯が集中することから、長い時間をかけて好きな本を選ぶということもできず、近くにある本をとりあえず借りて帰る、という行為もみられるという。その結果、読書に対しての思い入れが浅くなり、延滞時に書名を伝えなければ借りたことすら思い出せないという問題も起こっているのではないかと、という指摘も一部の図書館員から寄せられた。読書指導が加熱するあまり、その弊害が、クラス担任にタイトルを伝えなければ督促がうまくいかない、という状況をもたらしているというのは言い過ぎだろうか。

⁴ 「県内児童・生徒の読書量が過去最高に」『琉球新報』2004年10月22日朝刊

この他、クラス担任にタイトルを伝える理由の中には、「督促システム上、タイトルが出力されてしまうので、仕方ない」とする回答もあった。しかし、同じようにタイトルが出力されてしまうシステムを利用しているある高校の図書館では、クラス担任に延滞者リストを渡す際に、「書名欄をマジックペンで黒く塗りつぶしてから渡している」という。「プライバシーを保護しなければならない」という前提に立てば、その対策はシステムを問わないということであるようにも思われる。

2.4 教室での督促方法を把握していない

督促におけるプライバシー保護の問題点と課題は、さらに、クラス担任による督促方法においても確認されている。図書館員とは異なり、クラス担任の多くは図書館学について専門的に学んだことはない。読書記録がプライバシーであること、さらにその保護が自由な読書を保障するための条件であることを知らないとすれば、手渡された延滞リストを、そのまま読み上げたり、教室に貼り出したりする可能性も否定できない。上述のように、学校図書館の資料とはいえ、性教育資料や、いじめられた時、失恋した時に読む本(悩みの本)もある。また、読書に秘密を感じるかどうかは、パーソナリティによるものであり、厳密には本人以外の人物が秘密かどうかを判定することはできない。とすれば、学校図書館においても、読書内容に秘密を感じる利用者は、公共図書館や大学図書館と同様に、確実に存在するはずである。クラス担任に督促を依頼しなければならない事情があるとすれば、当然、図書館員は、督促の方法を具体的に指示、注意するべきであるだろう。

表5は、クラス担任へとタイトルを含む延滞者情報を提供した経験のある図書館員に対して、「各学級での督促状況を把握していますか？」と尋ねた結果である。表から分かるように、各学級での督促状況について「はっきり把握していない」と回答した図書館員は7名、さらに、延滞者リストの貼り出しや読み上げを見かけた、あるいは話聞いたことがあると回答した図書館員は27名にも上っている。一方で、筆者がインタビューを行った時点で、クラス担任に対してプライバシーを留意するように具体的に働きかけていたのはわずか3名であった。図書館員の大半は、「こうした問題は時々耳にはするが、頻繁に起こることではないので、気になりながらもそのままになっていた(あるいは見かけたら注意していた)」と述べている。しかし、ある図書館員の話では、督促業務に協力的ではない教員ほど、個別指導の手間を省くために「リストを壁に貼り出して終わり、というケースが多い」という。読み上げや貼り出しといった問題が頻繁に起こっている可能性も否定できない。督促依頼時には十分な説明が必要となるだろう。

表5 クラスでの督促状況についての把握

学校の種類	リストの貼り出し	リスト、個人督促票の読み上げ	はっきり把握していない	プライバシーについて説明、問題はない	その他	未確認	合計
小学校	9	6	4	1	0	3	23
中学校	8	3	2	1	0	1	15
高校	0	1	1	1	1	0	4
合計	17	10	7	3	1	4	42

3. 今後の課題

「延滞」という行為は、ルール違反であると同時に、他の利用者の読書機会を奪うという問題をも含んでいる。また、利用している資料のタイトルをクラス担任に伝えられたり、

クラス内で公表されたくなければ、期日内に返却すればいいとも考えることもできる。よって、督促時にクラス担任やクラスメイトに延滞した資料のタイトルを知られることについては、ペナルティとして氏名やタイトルを公表し、その本を早く借りたいと思っている他の利用者の目にあえて触れさせることで、他人に迷惑をかけていることを実感させる方がよいとも考えることもできる。インタビューでは、「ペナルティという考え方には反対」としながらも、長期延滞などの悪質なルール違反者に対しては、「プライバシーだからといってそこまで過保護に考えなくてもよいのではないか(子どもを甘やかさないほうがよい)」という意見も実際にいくつかあった。

しかし、悪質な延滞者に対してペナルティを課すとしても、延滞事実やタイトルの公表という形ではなく、貸出禁止期間を設けるなど、その方法は他にもあるように思われる。また、延滞本のタイトルを公表しなければ、公衆道徳の指導ができないというわけでもないだろう。プライバシー保護と公衆道徳の指導は、本来は別の次元にあるべき問題であるという前提に立つことが、学校図書館における望ましい督促方法を考えるための出発点になるのではないかと筆者は考えている。

以上、本稿では、沖縄県の学校図書館における督促方法について、その現状と課題を考察してきた。今回、インタビュー調査を重ねながら見えてきたことは、プライバシー保護のあり方については、それぞれの図書館によって考え方が異なるということ、そして、そうした個々の考えや悩みがほとんど共有されていないということであった。本稿では取り上げなかったが、延滞者への督促方法に関して、他の図書館から学ぶこと、気づくことがあるように、公共図書館、大学図書館から学ぶことも多くあるのではないだろうか。

繰り返せば、「読書の自由」を保障する上で、個人の読書記録、貸出記録が不用意に取り扱われてはならないことは、全ての館種に共通するルールである。同時に、延滞督促以外にも、プライバシー保護という理念を現実の図書館活動で実践するためには、難しい判断を求められる場面が数多く存在している。閉鎖的な議論ではなく、地域、館種を越えたオープンな議論の場として、図書館ネットワークの構築が重要であることを提起して、調査報告を終えたい。

謝辞 今回のインタビュー調査では、沖縄県内の多くの学校図書館関係者にご協力いただきました。皆様のご厚意にこの場を借りて深くお礼申し上げます。(2004.12.13)